

行政処分(車両停止処分)について

平成 21 年 5 月と 12 月に、交通局川内営業所において重大事故を発生させたことから、平成 22 年 3 月 11 日に東北運輸局による当該営業所の立入り監査が行なわれました。この監査の結果、道路運送法 40 条に基づき事業用自動車の使用停止処分が決定されました。

輸送の安全を旨とする公共交通事業者として、誠に申し訳ございません。指摘を受けた事項につきましては、直ちに改善するとともに、今後とも業務の適正処理に努めてまいります。

1 行政処分の対象事業所

仙台市交通局 川内営業所

2 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止 4 両×25 日 (100 日車)

停止期間 平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 7 月 25 日

3 行政処分の理由及び違反条項

- ① 国土交通省令で定める指導教育の実施状況について、一部未実施であった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)

内容：国土交通省が指導・監督内容として定めた 10 項目すべてについて、全乗務員に対し年 1 回は研修を行うことと指摘を受けたもの。特に、「車両の構造上の特性」にかかる項目は、本局で行う集合研修にも入っていなかったため、盛り込むよう併せて指導を受けたもの。

- ② 事故を惹起した運転者に義務付けられた運転適性診断の受診を怠っていた。

(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)

内容：重大事故を起こした乗務員に対しては、省令により国土交通省が認定した業者による「適性診断」のうち「特定診断Ⅰ」を受診させることとなっているところ、事務手続きの不徹底により乗務員の 1 名に実施させていなかったもの。

4 改善状況

- ① 各営業所における研修体制の充実を図り、全乗務員が指導教育項目のすべてを、年度内に受講できるようにした。また、研修の内容に「車両の構造上の特性」を加え実施することとした。
- ② 重大事故惹起者を出した当該営業所に対し、業務課より直ちに乗務員指導を行うよう通知をするとともに、当該営業所からは適性診断受診を含む指導結果報告の徹底を図ることにより、遺漏のない体制とした。

なお、指摘を受けた当該乗務員については、監査で指摘を受けた直後の3月18日に「特定診断Ⅰ」を受診させた。

5 運行への影響

川内営業所の貸切運行等について、他の営業所の協力を得ることにより、路線バスの日常の運行に影響を及ぼさないように対応する。

※ 監査要因となった事故について

- (1) 平成21年5月1日（金）10時50分頃発生した人身事故

事故概要：宮城野区新田1丁目において、自転車通行人を追い越す際、自転車通行人がふらついて、当該市バス左ボディ中央部に接触、その反動で転倒し、右足首を骨折する重傷を負わせたもの。

- (2) 平成21年12月25日（金）19時25分頃発生した衝突人身事故

事故概要：青葉区大町2丁目広瀬通において、当該市バスの前を走行中の軽自動車が、西道路に入ろうと停車したことに気づくのが遅れ追突し、さらに左歩道に設置してある配電盤に衝突、その衝撃で、車内乗客13名が負傷したもの。